

行政区域の歴史的変遷

正会員 ○ 友 清 貴 和

地域施設計画における圏域設定手法に関する研究 その1

1. はじめに

地域施設の計画に際しては、施設の受益範囲を「計画圏域」として設定することが、配置計画・規模計画の前提である。ところで、計画された圏域は様々な形で住民の生活に影響を与えるため、利害関係で住民対立の原因となったり、施設の経営を左右する要因となりやすい。本研究は、地域施設個々の圏域設定手法ではなく、自然発生的な利用圏域と行政的に定められた利用圏域など、類型化した施設の型と圏域設定手法の間にみられる、一定の法則性を明らかにしようとするものである。

特に本稿は、今後の研究の導入として位置付け、我々の日常生活に最も身近な圏域である行政区に着目し、その区域割りの経緯を歴史的資料に尋ね、圏域設定の条件となる要因の抽出を試みようとしたものである。

2. 研究の位置づけ

研究の対象として、今回は鹿児島県本土を取り上げた。鹿児島県は江戸時代島津氏の支配下にあり、独特の行政支配を受けた地域である。すなわち「薩摩の国は鎌倉時代の風俗にして武官おのおの土着の法有り。薩州・大隅・日向三州は百廿余ヶ外城と称し、…」^{注1)}という外城制度が取られていた。外城制度とは郷と称する行政区画を持ち「郷は郡より小さく村より大きい境界と人口を有するもので…」^{注2)}とされていた。さらに、この外城が置かれた麓集落は、現在でも行政の要の地となっている所が多い。この結果、鹿児島県の現行政区画は、藩政の影響を色濃く残しているものと考えられる。

3. 分析結果

3-1. 9世紀当時の行政区画^{注3)}

薩摩・大隅国は奈良時代、日向単人・大隅単人・薩摩単人・阿多単人・甍単人等と呼ばれる部族が群雄割

拠し、統一が困難であった。730年には「大隅・薩摩両国いまだ班田せず…旧に随て動かさず、各自ら佃しむ…」^{注4)}とされている。結果的に両国に班田収授法が適用されたのは、100年程遅れた西暦800年であった。

班田収授法が適用された後の郡郷は、和名抄によると、薩摩国13郡25郷・大隅国8郡19郷、合計21郡44郷とれている。

3-2. 鎌倉時代の行政区画

建久8年(1197年)の凶田帳によると、薩摩国5郡13郷8院・大隅国4郡5郷11院、合計9郡18郷19院、総計46の郡郷院が存在したことが判る。

本来は郡の下に郷があったが、この当時は下克上で、郷が大きな力を持ち、しばしば郡を凌いでいた。さらに、国司や郡司の配下で倉院管理していた者が勢力を蓄え、郡司に対抗して院を唱え始めた。この結果、似たような勢力の郡・郷・院が拮抗して領地を分割支配していた。例えば、9世紀の出水郡は鎌倉時代になると和泉郡・大和院・アクネ院の1郡2院に分かれたとされている。

9世紀の国郡図では、44郷の地名^{注5)}とその位置が同定できていないものの、領地・境界争いを経て、この44郷が建久8年の凶田帳に示されている46郡郷院の基礎になったことは、十分推測される。

3-3. 太閤検地時の行政区画

1580年代に九州制覇をねらった島津氏は、結局1587年に豊臣秀吉から平定され、1594年(文禄卯年)には薩摩・大隅・日向での検地を受け入れざるを得なかった。さらに、1600年の関ヶ原の役で徳川氏の覇権が確立したため、島津氏は薩摩・大隅の2国と日向国諸県郡に逼塞させられ、この領域体制が江戸時代末まで続くことになる。この時の区域割は、文禄卯年地図^{注6)}として現在に残されている。

3-4. 江戸時代の行政区画

1602年徳川家康から所領安堵の盟書を授けられた島

津氏は、その年に鶴丸城を構築した。「城をもって守りとなさず、人をもって守りとなす」の精神に基づき、この時の城は屋形造りの居館で、代わりに領内に102の外城を設けたとされている。外城の数は時代によって変動があるが、おおよそ110ヶ所前後である。

文禄卯年地図と江戸時代郡郷図^{注7)}を比べる限り、郡郷の地名と位置に大きな差は見られない。

3-5. 市町村制施行後の行政区画

廃藩置県は明治4年に行われたが、市町村制の施行は明治22年にずれ込んだため、この年まで、江戸時代の郡郷制が行政区画として活用された。

市町村制施行に当たって政府の方針は「300~500戸をもって1村とする」^{注8)}ものであったが、鹿児島県では藩政時代の郷を単位として新村を画定した。この理由は、小規模では村の財政を満たすことができない、旧来の郷制を維持しようとする意見が残っていたため等である。

この結果、県本土に限って言えば、85郷が1市113村に改編された。このうち、人口1万人以上の郷で分村無し7・分村有り8、人口1万人以下の郷で分村無し61・分村有り8(人口不明1)となり、人口21千人の巨大な村(谷山村)さえ出現した。また、郡の権限が無いに等しいものになった結果、21郡は約半数の1市11郡に統合された。

明治の末期から敗戦までは、鹿児島市の拡大・合村による川内市および鹿屋市の成立・分村による求名村の出現以外に行政区画変更は行われなかった。

3-6. 戦後の町村合併計画

戦後民主主義の導入に伴い、地方分権確立の要求に応えるため、昭和28年に町村合併促進法が施行され、

鹿児島県でも合併計画案が提示された。これは、県本土に限って言えば、3市41町65村(合計109)を10市35町9村(合計54)に編成しなおそうとするものであった。^{注9)}しかし、各町村の利害が絡み、現実には11市43町20村(合計74)までにしか、合併編成は実現しなかった。この対立の根はかなり深いもので、現在までに計画通り合併吸収された町村は5つしかなく、他は今も独立した町として存続している。この結果平成3年現在では12市57町合計69市町を数えるに至っている。

4. おわりに

鹿児島県本土の各市町村行政区画は、藩制時代の郡郷区分、さらには太閤検地時の領域区分の影響を強く受けている。藩制時代の69郷のうち、34郷が現在の3市31町として、ほぼ昔のままの行政区画で残っている。

本稿では、鹿児島県の本土に限定して分析を進めたが、今後は一部薩摩藩の支配を受けた宮崎県、外城制度による郡郷支配が行われなかった他県に、研究の枠を広げて行きたい。

【注および参考文献】

- 1), 2) 押野昭生、麓集落に関する二・三の検討、史林4号、1957年
- 3), 5), 6), 7) 面高正俊・四本健光編著、かごしま郷土の歴史と物語1991年2月復刻、鹿児島県中学校社会科研究会
- 4), 8) 原口虎雄、かごしまけんの歴史、p.1973年10月、山川出版社
- 9) 鹿児島県総務部参事室編、鹿児島県市町村変遷史、1967年3月、鹿児島県

表-1 郷から市町村への移行対応一覧

郷名	市町村名	郷名	市町村名	郷名	市町村名
鹿児島	鹿児島市	川辺	川辺町	隈之城	川内市
谷山		勝目		平佐	
桜島	桜島町	田布施	金峰町	高江	
曹田	曹田	阿多		永利	
揖宿	揖宿市	伊作	吹上町	東郷	東郷町
今和泉		永吉		入来	入来町
額娃	額娃町	串木野	串木野市	鶴島	鶴島町
	関開町	市来	市来町	鶴田	鶴田町
山川	山川町		東市来町	大村	那答院町
喜入	喜入町	郡山	郡山町	黒木	
知賢	知賢町	日置	日吉町	蘭牟田	
南方	坊津町	吉利		山崎	宮之城町
	枕崎市	伊集院	伊集院町	佐志	
			松元町	宮之城	薩摩町
加世田	加世田市	高城		牛山	大口市
	大浦町	水引		太郎	
	笠沙町				

凡例：は藩制時代から今日まで行政区画にほとんど変化が見られない地域

郷名	市町村名	郷名	市町村名	郷名	市町村名
菱刈	菱刈町	国府	国分市	花岡	鹿屋市
出水	出水市	数根		鹿屋	
阿久根	阿久根市	清水		大始良	
野田	野田町	霧山	霧島町	高隈	
高尾野	高尾野町	福山	福山町	始良	吾平町
加治木	加治木町	財部	財部町	内之浦	内之浦町
溝辺	溝辺町	恒吉	大隅町	高山	高山町
蒲生	蒲生町	岩川		串良	串良町
重富	始良町	志布志	志布志町		東串良町
山田			有明町	新城	垂水市
帖佐		大崎	大崎町	垂水	
横川	横川町	木吉	木吉町	牛根	
栗野	栗野町	松山	松山町	佐多	佐多町
吉松	吉松町	市成	市成町	大根吉	大根吉町
牧園	牧園町	百引	輝北町	小根吉	小根吉町
羅	羅人町			田代	田代町

鹿児島大学助教授 工博